

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

志摩市長 橋爪 政吉

市町村名 (市町村コード)	志摩市 (242152)	
地域名 (地域内農業集落名)	志摩市阿児町 鵜方(奥の野)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月13日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・区域内外の担い手と認定農業者を中心に農業経営が行われている。
- ・農地等の維持管理については、耕作者により取り組んでいる。
- ・5年～10年後も見据えると、後継者・担い手の不足と鳥獣被害の深刻化、高齢化等により離農、耕作放棄地が増加傾向にあり、営農継続と農地の維持管理が困難となるため、既存の担い手に加えて新規就農者や地区外の農業者・法人等、新たな担い手の確保が必要になる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主要作物とし、営農を継続する。
- ・一部地域では、特別栽培米「珠光(たまひかり)」を栽培している。
- ・近い将来、区域内の耕作者が減少することが予想されるため、新たな担い手の確保に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14.30 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14.30 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、現況にて農業上の利用が見込まれない農地は含まないこととする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地区内の担い手への集積を優先し、集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については農地中間管理機構を活用して行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
引き続き、奥の野耕作者組合で農道・水路等の維持管理を行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たな地区外の担い手の確保を農地中間管理機構とともに検討する。また、市、県、JAと相談体制を確立し、担い手確保の一助としていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①一部でイノシシ等による被害が見られる。電気柵は設置しているが、被害が拡大しないようさらなる獣害対策も検討し、可能な範囲で対策を実施していく。

⑦農道・水路等の維持管理については継続して行っていく。今後、地権者の高齢化により出会い作業に参加する人が減少することが見込まれるため、多面的機能支払交付金を活用した維持管理手法についても検討・協議していく。